

柳川市公告第 号

柳川市が発注する柳川市指定ごみ収集袋購入について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年10月30日

柳川市長 松 永 久

1 件 名

柳川市指定ごみ収集袋購入

2 納入物品

可燃（燃やすしかない）ごみ収集袋（大）	960,000枚
可燃（燃やすしかない）ごみ収集袋（小）	324,000枚
資源物（プラスチック類専用）収集袋（大）	192,000枚
資源物（プラスチック類専用）収集袋（小）	60,000枚
資源物（ペットボトル専用）収集袋（大）	72,000枚
資源物（ペットボトル専用）収集袋（小）	30,000枚

3 納入期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで。

4 納入場所

柳川合同ウェアハウスビレッジ（柳川市西蒲池1412番地1）とする。

5 契約に関する事務を担当する部課の所在地、名称及び電話番号

〒832-8601 柳川市本町87番地1

柳川市市民部生活環境課リサイクル推進係

TEL 0944-88-8933

6 入札参加条件（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）は、次に掲げるとおり。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事項があった者で、その事実があった後2年を経過しない者でないこと。
- (2) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (3) 福岡県内に本店又は支店等を有すること。
- (4) 市外業者は、令和2年5月1日以降に福岡県内の地方公共団体等にごみ収集袋の納入実績があり、市内業者は、納入確約書を提出できること。

7 受付及び入札説明書等の配布期間、方法

(1) 配布期間

公告日から令和7年11月13日（木）まで。

(2) 受付期間

公告日から令和7年11月13日（木）まで。

(3) 取得場所

柳川市役所柳川庁舎2階市民部生活環境課、又は柳川市ホームページからダウンロードしてください。

8 入札参加資格の確認等

(1) 入札の参加希望者は、次に掲げる申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

ア 提出期間

公告日から令和7年11月13日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所

「2.1 書類提出先、問い合わせ先」に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送（「一般書留郵便」若しくは「簡易書留郵便」に限る。）による。郵送の場合は、提出期限までに担当課に必着のこと。

(2) 提出書類は、次のとおりとする。

①一般競争入札参加申込書（様式第1号）

②登記事項証明書又は登記簿謄本（個人の場合は身分証明書。令和7年1月1日以降発行のもの。コピー可）

③使用印鑑届

④印鑑証明書（申請日以前3ヶ月以内の発行に限る。）

⑤納入実績書

⑥次に掲げる税の種類ごとの納税証明書又は未納の税額がないことの証明書（令和7年1月1日以降発行のもの。コピー可）

ア 国税（個人の場合は「納税証明その3の2」、法人の場合は「その3の3」）

イ 都道府県税（個人の場合は事業税、法人の場合は法人都道府県民税及び事業税）

ウ 市税（個人の場合は市民税、法人の場合は法人市民税）

⑦柳川市暴力団等追放推進条例（平成21年柳川市条例第3号）及び柳川市政治倫理条例（平成19年柳川市条例第29号）の規定に基づく誓約書兼同意書

(3) 申請書類に基づく審査結果は、令和7年11月18日（火）までに入札参加資格確認結果通知書により通知する。（郵送通知とFAXを併用）

(4) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限後における申請書等の差替え又は再提出は認めない。

9 仕様書

仕様書は、一般競争入札参加申込書と併せて配布する。

10 入札説明会

実施しない

11 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 開札日時及び場所

- (1) 日時 令和7年12月3日（水） 午前9時
- (2) 場所 柳川市役所柳川庁舎別館2階 第1研修室

13 入札に関する事項

- (1) 本件は、郵便入札とし、持参によるものは受け付けない。
- (2) 入札に参加をする場合は、柳川市長から入札参加資格があることが確認された旨の入札参加資格認定通知書を受けた者が、入札書等提出締切り日時内に入札書等を指定の場所へ一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により郵送すること。

ア 入札書等提出締切り

令和7年12月2日（火）16時まで（必着）

イ 指定場所

〒 8 3 2 - 8 6 0 1

柳川市本町 8 7 番地 1

柳川市役所市民部生活環境課リサイクル推進係

- (3) 郵送する際の封筒は、入札書（入札内訳書を含む。）及び柳川市長から競争参加資格があることが確認された旨の入札参加資格認定通知書の写しを長形 3 号サイズの封筒に封入し、上記の締切り日時までに指定場所へ郵送すること。また、封筒の表面には、入札書在中（赤字）と記入し、裏面には、差出人の住所、商号又は名称、代表者名及び連絡先電話番号を記入すること。
- (4) 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。（税抜き金額を入札書に記載すること。）
- (5) 入札書の日付は、入札書作成日を記入すること。
- (6) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、入札書の提出締め切り前であれば入札書の引き取り及び再提出ができる。
- (7) 入札者が 1 者であっても、入札を執行するものとする。
- (8) 入札回数は、1 回とする。
- (9) 入札参加資格確認結果通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、入札の前日午後 5 時までに入札辞退届を「2 1 書類提出先、問い合わせ先」の場所に提出すること。

1 4 開札の立会

- (1) 応札者は、開札に立会うことができる。ただし、1 業者 1 人に限る。
- (2) 立会いを希望するものは、令和 7 年 1 2 月 1 日（月）1 6 時までに「2 1 書類提出先、問い合わせ先」に連絡すること。
- (3) 立会い者が 2 名未満の場合、当該入札事務に関係の無い職員を立ち会わせる。（最低立会い者を 2 名とする）

1 5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) この業務の競争入札に参加するために必要な資格のない者の入札。
- (2) 2 以上の入札書による入札。
- (3) 入札金額が訂正されている入札書による入札。
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印の

ない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札。

- (5) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
- (7) 入札内訳書を提出しなかったもの、又は押印がないもの。
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者の入札。

なお、柳川市長から競争参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格認定通知書の確認を受けた者であっても、開札の時ににおいて「2 入札参加資格」に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記（1）に該当する。

1 6 落札者の決定

- (1) 定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札は最低価格入札者が提出する入札内訳書の内容を確認後に決定する。

- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 当該落札候補者が事後審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者の審査を行うものとし、以降の場合も同様とする。

1 7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を「1 3 入札に関する事項」の（2）に記載する入札書等提出締切日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が、過去5年の間に国（公団等を含む。）及び地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

1 8 前払金

本契約においては、前払金の支払いは行わない。

1 9 異議の申し立て

入札した者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

2 0 その他

- (1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (3) 提出された申請書等は、返却しない。
- (4) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- (5) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。
- (6) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (7) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。
- (9) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令、規則等関係法令の定めによること。

2 1 書類提出先、問い合わせ先

柳川市市民部生活環境課リサイクル推進係（柳川市役所柳川庁舎 2 階）

〒832－8601

福岡県柳川市本町87番地1

電話 0944－88－8933

FAX 0944－88－8943

E-MAIL recycle@city.yanagawa.lg.jp

※ 生活環境課での書類等の取得、問い合わせは、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。